

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和7年3月3日

大分県知事 佐藤 樹 一 郎

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の種類 爽風館高等学校定時制給食調理業務
- (2) 契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日
- (3) 給食提供期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日(学校の休業日を除く。)
- (4) 対象施設 大分県立爽風館高等学校定時制

## 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この業務については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格(令和2年大分県告示第326号)第1条に規定する入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 学校給食業務又は集団給食業務に実績を有し、確実に業務を遂行できる能力を有していること。

なお、実績は、過去2年間に2箇所以上とする。

- (4) 厚生労働省が作成した「大量調理施設衛生管理マニュアル」又は文部科学省が定めた「夜間学校給食衛生管理基準」に基づいた調理業務を自社において確立し、現に、これに基づき調理業務を行っていること。
- (5) 従業員に対して食品の安全衛生に関する教育を計画的に実施していること。
- (6) この公告の日から5に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (7) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非

- 難される関係を有している者
- ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

### 3 契約条項を示す場所及び日時

大分県ホームページ上に令和7年3月27日（木）まで入札説明書を掲載することより契約条項を示す。

### 4 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める書類を添付した申請書を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された書類について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

#### (1) 添付書類

- ア 会社概要書（経営理念、業務内容、組織体制、従業員数等が分かる資料）
- イ 契約実績に関する資料（契約実績調書及び契約書の写し等）
- ウ 衛生管理に関する資料（衛生管理マニュアル、衛生管理体制等）
- エ 従業員の安全衛生教育に関する資料（安全衛生に関する研修計画等）

#### (2) 申請の時期

令和7年3月3日（月）から同月14日（金）午後5時まで（日曜日、土曜日を除く。）

#### (3) 申請書等の提出先

大分県庁舎別館8階 大分県教育庁体育保健課学校保健・食育班  
〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号  
電話 097-506-5636

#### (4) 申請書等の提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、提出期限までに大分県教育庁体育保健課に必着のこと。また、封筒に「爽風館高等学校定時制給食調理業務委託に係る一般競争入札参加資格確認書類在中」と朱書きすること。

#### (5) 提出部数

各1部

### 5 入札及び開札の日時及び場所及び入札金額

(1) 日 時 令和7年3月27日（木）午後2時

(2) 場 所 大分県庁舎別館8階86会議室

(3) 入札金額 消費税及び地方消費税抜きの契約期間の総額を記入すること。

## 6 入札保証金及び契約保証金に関する事項

### (1) 入札保証金に関する事項

見積総額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部または一部の納付が免除される。

### (2) 契約保証金に関する事項

大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第5条第3項第9号の規定により、契約保証金の全部を免除する。

## 7 無効入札に関する事項

大分県契約事務規則第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再入札に参加することができない場合がある。

- (1) 金額の記載がないもの。
- (2) 入札に関する条件に違反したもの。
- (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。
- (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。

## 8 最低制限価格に関する事項

設定しない

## 9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再入札を行う。この場合において再入札は、直ちにその場で行う。落札者がいないときには随意契約に移行するものとする。
- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじによる落札者決定を行う。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 10 その他

- (1) 代理人による入札の場合は委任状を提出すること。
- (2) 本入札は、予算措置について県議会の議決を得ることを条件として執行するものであること。
- (3) 本入札及び契約に関する担当部署  
大分県教育庁体育保健課学校保健・食育班